

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 7 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380010

研究課題名(和文) 治外法権回復運動と近代中国法学の展開過程に関する研究

研究課題名(英文) A research about the movement for the abolition of extraterritorial rights in China and the historiography of modern Chinese legal studies in Japan and Western countries

研究代表者

西 英昭 (NISHI, HIDEAKI)

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号：50323621

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：近代中国における治外法権活動と密接な関係に立つところの日本や欧米における中国法学の展開過程を解明し、またそこで活躍した法学者・実務家たちに関する人物研究を行うことを主たる目的とし、大正期日本や欧米における中国法学の展開過程、オランダにおける中国法学についての論文を執筆し、続けて民国期の法典編纂機関の推移についてこれを明らかにし、近代中国法の欧米語への翻訳過程についてもこれを解明した。また基本資料として『司法公報』や『大理院民事判例輯存』、『晚清民国民法史料輯注』などを収集した。

研究成果の概要(英文)：Main purpose of this project is to do some research about the historiography of modern Chinese legal study in Japan and Western countries and about the prosopography on related scholars and practitioners. Those were crucially important factors related to the recovery of extraterritorial rights for China. Some papers on legal studies of modern Chinese laws in Japan (1912-1925) and western country, and a paper about a brief outline of the history of "Chinese" legal studies in the Netherlands are provided to the society. After that, an elucidation of the moot points on the history of bureaus of codification in the Beiyang government era (1912-1928) are fully provided. Processes for making translations of modern Chinese laws into European languages are also clarified. Some Basic materials and historical source books, such as Sifa Gongbao, Daliyuan Minshi Panli Jicun, and Wanqing Minguo Minfa Shiliao Jizhu are collected continuously.

研究分野：社会科学

キーワード：法制史 中国法

1. 研究開始当初の背景

昨今盛んに行われている法整備支援について、その過程ないし結果の検証は十分に行われてきたのかという重要な問題が未解決のままなのではないか、即ち法整備支援が支援国内の法学界とどのような関係に立ち、またどのような政治的・経済的条件に左右され、当該対象国にどのような新しい結末を招来し、それら新たな状況が、翻って支援国内の法学界にどのようなフィードバックをもたらすのか、法整備支援活動そのものだけではなく、それを取り巻く環境を広くとらえ、この一連の複雑な往復運動を動態的に把握することが必要であり、それなしでは法整備支援はただ「やりっ放し」のものになってしまいかねない、という危機感が本研究の出発点であった。

その検証方法を考える上で、過去の事例に学ぶことは是非とも必要なことであり、しかもこうした複雑な影響関係は、法学のみを見ていたのでは始まらないことは自明である。少なくとも政治・外交史との関係を視野に入れての考察が必要となるが、そうした試みは、一方で大量の資料が残りながらも、十分には研究されてこなかった。本研究はこの研究史上の一大空白を埋めることを試みたものである。

現在、清朝末期から中華民国時期にかけての所謂中国近代法史研究は中国において空前の活況を呈している。関連の研究書や資料集が続々と出版され、単行論文も毎月膨大な数が公表されている。しかしながら、この時期中国に関わりを持った所謂旧「列強」の側では、研究者数自体が少ないことも相まって、中国におけるこの巨大ムーブメントに対応しきれていない。中でも深刻な問題は、中国近代法史を語る上で欠かせないこれら旧「列強」諸国側において展開した中国法学に関する情報が、ほとんど中国側に提供されていないことである。中国側の旺盛な知的需要にも関わらず、日本・欧米側において自らの中国法学の歴史の十分な整理が行われていないことが、研究の深化を妨げているということが出来る。

日本において自己の中国法学の歴史を顧み、中国に対して如何に向き合ってきたのかということをも明らかにしておくことは、今後中国とどう向き合っていくか、を考える上でも不可欠の作業であるといえる。また、日本における中国法学史と欧米におけるそれは、ともに中国に対しどう向き合ってきたかという点において共通し、その相互の知見を参照し合える構図にあるにも関わらず、そうした動きもあまり見られない。

さらに、この過程において取り扱われる中国の法典編纂・司法制度整備過程の検証は、現在の中国法制を考える上でも考慮すべき重要な要素を提示する。西洋諸国並みの法典編纂・司法制度改革が達成されれば治外法権

を放棄するとした1902年の中英条約は、以後一種の「外圧」として近代中国にのしかかり続けたが、最終的にこれらはその達成によってではなく、政治的理由から撤廃されるに至るが、近代中国における「司法」の「その後」の実像は、実は検証されないまま今に至っているのである。

以上から本研究では、近代中国に関わった諸外国における中国法学史＝ヒストリオグラフィーの整理により確固たる基盤をまずは築いたうえで、それらが交差する近代中国という場、就中法権回復運動期における相互運動及びそのフィードバックの様相を動態的に捉えることを目指すこととする。

2. 研究の目的

(1) 日本及び欧米における中国法学史の展開過程の解明

戦前における中国法研究を世界的にリードしていたのは紛れもなく隣国たる日本であったが、そのヒストリオグラフィー（何をどのように書いてきたか、の歴史）については未だ十全たる検討に付されてはいない。また欧米においても、中国法学の退潮から、その回顧は不十分なままである。著名な学者についてすら未整理なのであるからなおさらのことであるが、この過程で重要な役割を果たした実務家達について光を当ててその業績を整理する。

(2) 日本・欧米・中国の中国法学の接点(交錯点)としての法権回復運動の検証

1921年のワシントン会議に端を発した治外法権回復運動の過程で、清朝末期以来の中国の法典編纂・司法改革の成果は列強諸国により全面的な検証を受けることとなった。当然そこでは上記(1)で整理された経緯を持つ各国の中国法学・法学者が関与することとなったわけであり、それらが法権回復を巡る運動の内外でどのような影響を与えたのか、またそこからどのような影響を受けて変容したか(あるいはしなかったか)について解明することを目指す。

(3) 他分野への波及効果

あらゆる学問分野においてその学問的発信の歴史＝ヒストリオグラフィーを整理し発信することの重要性を否定する向きはないものと思われるが、その具体的な取り組みは未だ十分とは言えない。本研究により得られる知見は、他分野におけるヒストリオグラフィー構築にも理論的基礎を提供し、その発信方法においても経験を提供しうるものである。

本研究は、日本が過去行ってきた研究の歴史を整理・発信することで、欧米におけるプレゼンスを向上させ、またアジア地域からの知的需要にもこたえようとするものである。

また各国における学問的営為が実際に交錯し、またその交錯の中から新たな営為が発生するダイナミクスを解明するにつき、従来相対的に研究が豊富であった政治史研究との接点を意識することで、翻ってそれら政治史研究におけるファクターとしての法の重要性について、即ち具体的な駆け引きの素材として法整備がどのように扱われ、またその扱われ方によってどのように法整備が進むのかというダイナミクス、を解明する。

また中国における列強の治外法権は、最終的には第二次世界大戦末期に政治的な解決が試みられたこと、逆に言えば正面から西洋並みの法典編纂・司法改革の成果として放棄された訳では必ずしもなかったこと、また政治体制のかなり異なる中華人民共和国の成立による断絶からこれまで厳密な検討が行われてこなかったこと等の原因によりこれまで議論から欠落していた要素を重点的に拾い上げ検討する。

3. 研究の方法

(1) 基本資料の購入と整理

未だ日本国内で所蔵のない基本資料である『国民政府司法公報』『大理院民事判例輯存』についてこれを購入し、申請者のみならず国内の研究者にも利用可能な状態に置く。また本研究が扱う法権回復運動、特に委員会報告書等については、国内に資料が散在し、その状況が統一的に把握されてはいないため、国内における外交資料、刊行資料の情報を精査し、入手可能なものについてはこれを購入し、関連論文(日本語・欧語)については複写を行って資料を一元的に集約する。

(2) 中国法研究者・実務家の人物研究とヒストリオグラフィーの整理

第二次世界大戦前に活躍した中国法学者、特に外交官や実務家として活躍した人物となると関連情報は非常に少なく、その発掘から手掛けられなければならない状況にある。これにつき主要人物を抽出し、その学問的活動について個人研究を行うとともに、当時の政治的状況との関係についても整理する。

また欧米の法学者については、清朝末期から中華民国時期にかけて、例えば法律顧問として招聘された J. Escarra のような有名人については相応の研究が行われているものの、それ以外の研究者については未発掘のままである。これについても可能なところから発掘・整理を行う。

以上の学者及びその学問的活動は相互に関連するため、当時の中国国内の状況をも含めて、相互の影響関係について整理を行う。

(3) 治外法権回復運動と諸国における近代中国法学の展開過程の解明

欧米、日本、そして中国における中国法学

が、法権回復運動という問題に如何に関わっていたのかという問題を明らかにする。諸国の中国法学のヒストリオグラフィーを基礎としながら、それらが近代中国の治外法権回復運動という場においてどのように交錯し、相互に影響を与え、また被ったかという点について明らかにする。

具体的には、これまでほとんど扱われなかった外交史料館所蔵の外務省記録(未だデジタル化されていない部分)を中心とし、それらと当時の雑誌論文記事、また法学者・実務家個人の記録を突き合わせ、法権回復会議の議論過程本体を整理するとともにその背後で当時の中国法学がどのような影響を与え、または被ったかについて検討を行う。

さらに、会議参加国の本国の外交資料、雑誌論文記事を突き合わせ、各国における状況を明らかにするとともに、諸外国間での影響関係について、議事過程のみならずその後の中国法学の展開における影響関係についても検討を行う。

(4) 上記成果の公表

論文の執筆により研究成果を公表するに当たっては、発表媒体を「一般の方が容易にアクセスでき、法学以外の分野の研究者の目につきやすい」という条件から厳選することによって、成果が可能な限り広く共有される道を模索する。また学会発表についても可能な限りこれを行うとともに、国内でそれらの機会が得られないようであれば、アジア乃至欧州の学会等において公表することも視野に入れる。当該地域における知的需要に応えることで我が国の研究のプレゼンス向上にも資することが期待される。勿論公開の前提として、さらに不足する情報については追加調査を行い、情報収集に万全を期すことには十分な注意を払いたい。また自己の既発表研究のメンテナンスや教育プログラムへのフィードバックについても意識を向けて発表を行うこととする。

4. 研究成果

(1) 基本資料の収集と整理

『国民政府司法公報』を購入し、先行して所蔵のあった『司法公報』と合わせて、中華民国の全時期を通じて冊子体で参照できる体制が整った。過去販売されていたマイクロフィルムは質が余り良くなく判読不明な箇所も多かったが、基本中の基本資料である『司法公報』がクリアな印刷の冊子体で手に取れる環境が出来たことは非常に大きな前進である。

また当時の判決例資料として『大理院民事判例輯存』、『最高法院判例輯存』を購入し、先行して所蔵のあった『大理院刑事判例輯存』とあわせ、台湾の黄源盛教授の編集にかかる中華民国北洋政府期の大理院判決例に

についてはこれまた完全な形で所蔵を実現することができ、当時の最高裁にあたる大理院の判例の検索・利用が飛躍的に便利になった。またあわせて下級審の状況を示す資料の一つである『民国時期江蘇高等法院(審判庁)裁判文書実録』を購入し、高裁クラスの状況をうかがう上で基本資料も手にすることができた。

また黄源盛教授編集の『晚清民国民法史料輯注』の購入により、法典編纂過程での関連史料を集約した史料集がいつでも参照可能な状況となった。

以上から、中国近代法史に関する基本中の基本の資料がようやく全て揃い、研究基盤を整えることができた。これらはいずれも研究代表者が所属する大学図書館の備品として所蔵されており、他大学の研究者に対しても公開されていることから、日本全体の研究環境の向上にも資することができたものと思われる。

(2) 各論考の執筆

人物研究とヒストリオグラフィーの整理、及びそれに基づく諸国における近代中国法学の展開過程の解明

日本における中国法学の展開過程については「大正期日本における中華民国法学の展開について」を執筆した。南京政府期に出揃う六法を生むに至る揺籃期としての北洋政府時期(1912~1928年)は、日本では概ね大正期にあたる。同論考ではその時期に展開した中国法学につき、それらを執筆した学者・実務家、及びそれらが所属した機関、実際に書かれた論文を順次整理し、その概要を紹介した。

そこでは学者・実務家群を輩出した母体として台湾旧慣調査、そこから人的つながりをも持ちながら展開した満鉄調査部、それらに人材を提供した東亜同文書院、同時期に展開した様々な公的諸機関、また教育機関として山口高等商業学校、慶應義塾大学、早稲田大学を主要なものとして挙げ、具体的な人物としてはこれまで先行研究としてたびたび言及されつつも履歴が十分には明らかではなかった宮内季子、眇田熊右衛門、杉本吉五郎、馬場鍬太郎、川村宗嗣、柏田忠一、田中忠夫、西山栄久、及川恒忠らについて中心的に調査を行い、その学術的背景を明らかにするとともに、他の人物についても可能な限りその背景を明らかにすることで、今後こうした大正期に発表された先行研究を利用する際に必要となる資料批判のための確固たる土台を形成することに概ね成功した。

欧米における中国法学の展開過程を語る上で欠かせない法律顧問については、これまでも断片的な先行研究は存在したが、その情報は十分ではなかった。そこで「中華民国諸法の欧米語への翻訳について 法律顧

問・法学者とその活動」を執筆し、その中で中華民国法律顧問として著名な Georges Padoux、Jean Escarra についてその履歴を明らかにすると共に、主著『Le Droit Chinois』以下膨大な中国法関連の研究を発表した Escarra については、その著作リストを作成した。また中華民国期に各法典に関する情報を主としてフランス語で提供していた François Théry についてはこれまで殆ど情報が知られていなかったが、その履歴を明らかにするとともに、彼が関与した Droit Chinois Moderne シリーズの全容につき、その出版情報を明らかにした。なお同論文については中国側より翻訳要請があったため、中国語に翻訳の上で 2016 年 7 月 9~10 日に清華大学で行われた「漢語法学論壇 2016 “ 来華外国人与近代中国法 ” 国際学術研討会」の会議論文として投じ、会議当日の報告論文集に掲載されたほか、同会議の主要論文をまとめた論文集にも掲載される予定である(未刊行)。

また欧米で展開した中国法学のもう一つの流れとして、旧オランダ領東インド(現在のインドネシア)において、華僑・華人を対象として行われた「中国」法研究の歴史を整理し、「オランダにおける「中国」法学の展開過程の一段面 M. H. van der Valk の業績を中心に」として公表した。本邦においてはほぼ類を見ない論考となったが、オランダがその植民地統治において、現地インドネシアに在住し、商業を牛耳る華僑・華人勢力を重要なファクターとして捉えて研究を重ね、大清律例の蘭語訳や現地での経験から情報を蓄積し、Gustaaf Schlegel、J. W. Young、P. H. Fromberg といったすぐれた研究者を輩出し、それらを基礎としながら M. H. van der Valk という大家が登場する様子を彼らの論考の分析を通じて明らかにした。オランダがこのような形で中国法学を展開させていたこと自体、旧来の中国法制史研究が完全に見落としていたものであり、その大きな欠陥を埋めることができた。また現地オランダでも Koos Kuiper 氏の博士論文に引用して頂くなど、思わぬ形で国際交流にも繋がった。

治外法権回復運動と中華民国国内の関連状況の解明

における作業はいわば「外から見た」形での作業であったが、これに対応して「内から見た」形での分析を行うこととし、清末から中華民国にかけてどのような形で治外法権撤廃の最大の条件の一つとされた近代的な法典編纂活動が行われたのかをまず明らかにした。

中華民国北洋政府時期において法典編纂活動を担った機関につき、「北洋政府期法典編纂機関の変遷について 法典編纂会・法律編査会・修訂法律館」を執筆し、これまで機関の名前は知られていたものの、その内実が明らかではなかった法典編纂会・法律編査

会・修訂法律館について、その設立の経緯、各機関に所属した人員についての履歴、各機関による具体的な成果について明らかにし、またその機関が政治的動乱によって機能停止に陥る様相について明らかにした。

治外法権回復を図るについては、中国側がどの程度西洋近代法を中国国内において実現し得たのかを西洋列強に向かってアピールし、現状を評価してもらうことが必要であったわけであるが、その際に非常に重要な判断材料になったと思われる近代中国法制の欧米語訳がどのように展開し、またどのような人材がこの作業を担ったのかについて、先にあげた論考「中華民国諸法の欧米語への翻訳について」においてその全容を解明し、これまで重視されてきた「西洋から中国へ」というベクトルではなく、それを踏まえた中国からの反応、即ち「中国から西洋へ」というベクトルにおいて何が行われていたのかを解明することができた。

また、清末以来近代的な裁判制度の構築は治外法権撤廃のための中心的な条件の一つとされてきたが、この構築過程の最初期の段階を調査した何東氏の論考を日本語訳（翻訳）何東「民国元年南京における江寧地方審判庁の再建過程 民国期司法の序幕」として発表し、また実際に裁判所（法院）の活動を窺う上で中核資料となる判決例について、その作成過程・書式等、資料批判に最低限必要となる情報について、資料講読教材の一章としてこれを纏めた（これについては2018年度刊行予定）。最終的に治外法権撤廃の議論の中で、中国側の近代的法典編纂がどのような評価を受け、またどのように扱われたのかについての分析については現在別稿にて発表するべく執筆作業を継続している。

（3）既発表研究のメンテナンス

既に公表していた「『法律評論』総目次データベース」(<http://www.law.kyushu-u.ac.jp/programs/english/asianlaw/japanese/activities.htm>)において情報を継続補充した。近日常には更新できるものと思われる。

また中国・台湾からの問い合わせが多かった日本人法律顧問に関する情報、とりわけ彼らの欧州留学についての情報を調査の上取りまとめ、「岡田朝太郎の欧州留学について」と題して2017年7月に『法政研究』にて公表の予定である。

また、本科研及びこれに先行して獲得した過去の科研（若手研究）による研究成果を集約し、近く著書として取りまとめ出版すべく準備中である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計5件）

西英昭、「北洋政府期法典編纂機関の変遷について 法典編纂会・法律編査会・修訂法律館」、『法政研究』第83巻第3号、187～217頁、2016年、査読なし、<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/handle/2324/1790481/p453.pdf>

西英昭、「大正期日本における中華民国法学の展開について」、『法政研究』第82巻第4号、1～32頁、2016年、査読あり、<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/handle/2324/1650648/p001.pdf>

西英昭、「中華民国諸法の欧米語への翻訳について 法律顧問・法学者とその活動」、『法政研究』第82巻第1号、256～208頁、2015年、査読あり、<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/handle/2324/1522066/p256.pdf>

西英昭、「オランダにおける「中国」法学の展開過程の一段面 M. H. van der Valkの業績を中心に」、『法政研究』第81巻第4号、534～485頁、2015年、査読なし、<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/handle/2324/1498333/pa534.pdf>

西英昭、「（翻訳）何東「民国元年南京における江寧地方審判庁の再建過程 民国期司法の序幕」、『法政研究』第81巻第3号、273～297頁、2014年、査読なし、<http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/handle/2324/1475352/p273.pdf>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

西 英昭 (NISHI HIDEAKI)

九州大学・大学院法学研究院・准教授

研究者番号：50323621